

## 規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十六号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

様式第一号、様式第二号及び様式第八号中「あて先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十四号から様式第十七号までの規定中「㊦」を削る。

様式第十八号、様式第二十号、様式第二十三号及び様式第二十四号中「あて先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十号及び様式第三十一号中「㊦」を削る。

様式第三十二号及び様式第三十三号中「あて先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十四号及び様式第三十五号中「㊦」を削る。

様式第三十六号中「あて先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十七号中「㊦」を削る。

様式第三十八号中「あて先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十九号及び様式第四十二号中「㊦」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。